

第3章 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

第1節 水利用の各段階における負荷の低減

1 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

工場・事業場については適切な排水規制を行います。排水規制の対象となっていない業種について規制の必要性の検討を進めるとともに、未規制項目について水生生物保全の観点等も含めた調査・検討を行います。また、平成19年6月に見直しを行ったほう素・ふっ素・酸性窒素類の暫定排水基準についても、依然として技術的課題を抱えるめっき業、旅館業界等については、一律排水基準を達成できるよう、各業界による自主的取組の指導を引き続き実施するとともに、必要な技術的支援を積極的に行います。

生活排水による水質の汚濁の防止を図るため、污水処理施設の整備を進めるに当たって、近年の人口減少傾向も踏まえた経済性や水質保全上の重要性などの地域特性を十分に反映した污水処理に係る総合的な整備計画である「都道府県構想」に基づき、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントなど各種生活排水処理施設の整備を図ります。中でも下水道整備については、水道水源水域等水質保全上

重要な地域において重点的に整備を推進するとともに、地域の実情に応じた低コストの整備手法の導入により、機動的な整備を行います。また、流域全体で効率的に高度処理を推進する高度処理共同負担事業の活用等により、引き続き下水道における高度処理を推進します。

非特定汚染源による水質汚濁の実態を把握し、その汚濁負荷の削減対策手法に関する調査を実施します。また、「合流式下水道緊急改善事業」等を活用し、合流式下水道の改善を推進します。

農地・市街地等の非特定汚染源から発生する汚濁負荷対策を効果的に実施するための計画の策定に向けた調査等を行うとともに、湖沼における水質改善のため、汚濁機構解明のための調査を行います。また、雨天時に宅地や道路等の市街地から公共用水域に流入する汚濁負荷を削減するために、新世代下水道支援事業制度水環境創造事業を引き続き推進します。さらに、農業用排水路等の水質浄化を図るため、浄化型水路の整備など、水質保全対策事業を引き続き推進します。

2 負荷低減及び浄化手法の開発、普及等

下水道や浄化槽、農業集落排水施設等の高度処理技術の一層の開発・普及を推進します。下水道については、合流式下水道改善、高度処理に関する技術の普及を推進します。浄化槽については、有機汚濁物質を高度に除去する処理方式として、

膜分離型浄化槽の普及を推進します。さらに、閉鎖性水域の富栄養化防止策として窒素・りん除去型浄化槽の普及を一層推進します。また、農業集落排水事業について、遠方監視システムの活用による高度処理の普及促進を支援します。

3 水環境の安全性の確保

有害物質に係る排水規制、地下浸透規制等を適切に実施するとともに、適正な廃棄物処理の推進を図ります。また、水生生物の保全の観点から設定された環境基準の達成及びその維持に必要な環境管理施策についても、引き続き検討を進めます。

農薬については農薬取締法に基づき、水産動植

物の被害防止に係る改正農薬登録保留基準について引き続き個別農薬ごとの基準値を設定していきます。また、水質汚濁に係る改正農薬登録保留基準の円滑な設定に向けた検討を進めます。

地下水に関しては、水質汚濁防止法に規定されている浄化措置命令制度等に基づき、地下水浄化

対策の着実な推進を図ります。硝酸性窒素による地下水汚染については、効果的な汚染防止及び浄化の手法の確立に向けた調査を実施するとともに、環境基準を効率的・効果的に達成するための方策について引き続き検討します。また、有害物質に汚染された海域等の底質については、除去等の対策を適切に実施します。

内分泌かく乱化学物質による水産生物への影響

評価を可能とする手法の開発及び魚介類への影響実態把握調査等を実施します。また、水産生物中における有害化学物質等の蓄積状況のモニタリング手法の開発等を行います。加えて、新規貝毒による二枚貝等の毒化状況の実態調査などを行います。さらに、内湾域における発電所の取放水を活用した、**貧酸素水塊**等による漁業被害の軽減について検討等を行います。

第2節 閉鎖性水域における水環境の保全

水質汚濁防止法等に基づく排水規制、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備や住民参加等による生活排水対策、河川及び農業用排水路等における浄化対策や流量の確保等の各種の施策を総合的に実施します。

湖沼については、**湖沼水質保全特別措置法**に基づく「**湖沼水質保全計画**」の策定されている琵琶湖や霞ヶ浦等11湖沼について、同計画に基づき、各種規制措置のほか、下水道及び浄化槽の整備その他の事業を総合的・計画的に推進します。また、水質浄化機能を確保するための湖辺植生の適正な管理手法の確立等を図ります。さらに、閉鎖性水域等における既存の単独処理浄化槽の浄化槽への転換については、単独処理浄化槽の撤去を交付金の対象とする措置の拡充により推進します。また、閉鎖性水域における窒素及びりん削減を図るため、引き続き閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計画の見直しを推進します。富栄養化対策としては、海域も含めて、富栄養化等の状況の把握及び窒素・りんの発生源対策に関する調査を行います。このほか、水質悪化が著しい湖沼においては、底泥からの栄養塩類の溶出等を抑制するため、底泥しゅんせつを実施するとともに、湖沼に流入する汚濁負荷の削減を図るため、流入河川における直接浄化施設、農業用排水路等における浄化施設の整備を実施します。また、湖沼の自然環境と地域のつながりを再生し、湖沼における水位操作や水辺エコトーンの再生により水質改善を図る新たな取組を実施します。

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、平成19年6月に関係都府県により策定された第6次水質総量規制に係る総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんを対象とした

水質総量規制を引き続き実施します。また、今後の閉鎖性海域が目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンの策定に向けた検討を行います。瀬戸内海については、**瀬戸内海環境保全特別措置法**及び「瀬戸内海環境保全基本計画」等に基づき、水質や、自然景観の保全等の諸施策を引き続き推進します。有明海及び八代海については、**有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律**に基づき、また、平成18年12月の有明海・八代海総合調査評価委員会報告の提言を踏まえつつ、貧酸素水塊発生対策、底質改善、汚濁負荷の削減その他の当該海域の環境の保全及び改善のための施策、水産資源の回復等による漁業の振興のための施策等を引き続き推進します。

平成19年6月に閣議決定された21世紀環境立国戦略において、今後1、2年で重点的に着手すべき環境政策として明記された、多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊穡の「里海」については、先進的な取組を実施している海域を支援・評価し、創生支援マニュアルを作成することで創生を推進します。

港湾及びその周辺海域においては、環境モニタリング等による汚染原因解明のための調査、赤潮・貧酸素水塊対策、汚泥しゅんせつ、覆砂、干潟・藻場の創出、環境整備船による浮遊ごみ・油の回収など総合的な水質改善に取り組みます。

都市再生プロジェクト（第3次決定）「海の再生」の実現に向けて、東京湾、大阪湾及び伊勢湾においてそれぞれの再生行動計画に基づき、関係機関との連携のもと、陸域からの汚濁負荷の削減、海域における環境改善、環境モニタリング等の各

種施策を推進していきます。さらに、広島湾においても「全国海の再生プロジェクト」として、三大湾と同様に行動計画に基づき、多種施策を推進していきます。

また、三重県英虞湾（あごわん）では、水産基盤整備事業によりしゅんせつを行い、漁場環境の改善を図ります。

第3節 環境保全上健全な水循環の確保

1 水環境に親しむ基盤作り

住民が水辺環境に関心を持ち、生活の中で水と人との関係を考えていくことができる基盤づくりや、自発的に環境保全活動に参加できる環境づくりの施策を展開します。特に、身近な水辺空間の再生・創造により、住民による自発的な水環境保全活動を支援します。

本年7月に環境問題が主要議題の一つとして開催されることが予定されている北海道洞爺湖サミットにちなみ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境のなかで、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、現在の「名水百選」に加え、新たな名水、「平成の名水百選」を選定します。

また、地域住民の参加を得て、全国の河川において水生生物による簡易水質調査を推進するとともに、市民団体と協働して、身近な水環境の一斉調査を実施します。

さらに、河川水質を、①人と河川の豊かなふれあいの確保、②豊かな生態系の確保、③利用しやすい水質の確保、④下流域や滞留水域に影響の少ない水質の確保、の4つの視点で総合的に分かりやすく評価する新しい指標に基づき、全国109水系で一般市民の参加を得て、調査を実施します。

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業により、雨水渠等の下水道施設や下水処理水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進します。

2 環境保全上健全な水循環の確保

水質汚濁に係る環境基準の項目、基準値、水域類型の指定及び見直しに関し、必要な調査検討を行います。さらに、水環境保全施策を有効適切なものとして機能していくよう、最新の知見を踏まえ、水環境の目標や効果的な監視手法等について検討を行います。環境基準の達成・維持に向け、地下水の水質保全対策を推進します。また、流域別下水道整備総合計画等水質保全に資する計画を策定し、効率的な汚濁負荷削減施策を推進します。

水質面のみならず、水量、水生生物、水辺地を含めた総合的な取組を進めるため、引き続き水循環に関する調査、連携の在り方や施策の推進方策等についての検討を行います。特に水環境の悪化している河川や湖沼において、市町村や地域住民等の取組と一体となって清流回復を図る河川事業、下水道や浄化槽、農業集落排水施設等の生活排水処理施設整備事業、流入する農業用排水路等の水質を浄化する水質保全対策事業を重点的に

実施します。水循環の調査では、モデル流域での実態解明のほか、水循環の悪化による問題発生の実態の調査を全国的に行い、総合的な調査を進めるとともに、必要なデータ・知見の整備を進めつつ、環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を推進・支援します。また、湧水の保全・復活活動の支援のための方策について検討を行います。

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」では、健全な水循環系の構築に向けた施策の推進のため、引き続き情報や意見の交換及び施策相互の連携や協力の推進を図ります。また、地域の地下水管理や保全計画の支援のための「地下水管理手法」の検討や新たな社会的ニーズに対応した「環境用水の確保方策」の検討なども引き続き行います。

河川、湖沼における自然浄化能力の維持・回復のための、水質、水生生物等の生息環境、水辺地

植生等の保全、水量の確保、都市域における水循環再生構想の策定を行います。下水処理水等の効果的な利用や雨水浸透ますの設置等により適正な地下浸透を進めるとともに、森林の適切な管理・保全や、自然海岸、干潟、藻場、浅海域の適正な保全や人工干潟・海浜の整備の推進等を通じ、環境保全上健全な水循環機能の維持・回復を推進します。

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画に基づき、特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）等の活

動団体で構成する「琵琶湖・淀川流域圏連携交流会」と関係行政機関で構成する「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」とが連携し、琵琶湖・淀川の生態系の保全・再生や健全な水循環系再生等、流域全体での一体的な取組を引き続き推進します。

地域の湧水を保全・復活させるための活動を推進するため、引き続きモデル地域における調査、検討を行います。

第4節 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進

水質汚濁に係る環境基準のうち、健康項目については、基準項目以外の項目の水環境中での存在状況調査や有害性情報等の知見の集積を引き続き実施します。

生活環境項目については、国が類型指定する水域に対する類型指定及び見直しに向けた検討を推進するとともに、従来からのBOD、COD等の基

準に対し、今後の在り方に関して基礎的な調査を推進します。

全国の一級河川の主要な地点について水質監視を行います。また、公共用水域の水質及び地下水質の適正な監視が行われるよう、地方公共団体に対し技術的な助言等を行います。

第5節 土壤環境の保全

1 未然防止対策

土壤への有害物質の排出を規制するため、水質汚濁防止法に基づく工場・事業場からの排水規制や有害物質を含む水の地下浸透禁止措置、大気汚染防止法に基づく工場・事業場からのばい煙の排出規制措置、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の適正処理確保のための規制措置等を引き続き実施します。金属鉱業等においては、鉱山保安法に基づく鉱害防止のための措置を引き続き講じていきます。

地下に埋設される危険物施設については、平成19年度の調査結果を踏まえ、地下タンク等の腐食防止・抑制対策及び一部が腐食した地下タンクの継続使用方策について引き続き検討を行います。また、沖縄県及び奄美郡島においては、赤土等の流出防止に資するための沈砂池等の施設整備及び調査や対策の普及・啓発事業を引き続き行います。

2 市街地等の土壤汚染対策

土壤汚染対策法の円滑な運用を図ります。平成19年度に開催した「土壤環境施策に関するあり方懇談会」を踏まえ、土壤環境施策の総合的な見直しを行い、施策の実現に向けた取組を行っていきます。また、新たに土壤汚染の未然防止・操業

中からの対策の促進について検討するとともに、前年度に引き続き、規制対象物質等に関する調査、土壤中の重金属類の自然汚濁レベルの把握調査、土壤汚染調査・対策の信頼性確保のための調査、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の普及を促

進するための調査、「油汚染対策ガイドライン」や「射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン」の活用上の課題等に係る調査、土壌汚染に係るリスクコミュニケーションを推進するための調査等を引き続き行います。さらに、土壌汚染対策基金等を通じて土壌汚染対策を行う者への財政的な支

援を進めます。なお、ダイオキシン類による土壌汚染については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）に基づき都道府県等が実施する土壌の汚染の除去等の対策に対して助成を引き続き行います。

3 農用地の土壌汚染対策

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、特定有害物質及びその他の物質に関する知見の充実に努めるとともに、農用地土壌汚染対策地域の指定が迅速かつ的確に行われるよう、常時監視の調査手法の改善を検討します。さらに、公害

防除特別対策事業等による客土等の土壌汚染の除去及び食の安全・安心交付金による農作物のカドミウム吸収を低減する技術の確立に向けた取組を推進します。

第6節 地盤環境の保全

工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく地下水採取規制の適切な運用を図るとともに、工業用水法に基づく規制地域等における工業用水道整備事業等による代替水源の確保及び供給について、国庫補助を行います。特に、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において策定された「地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、引き続き地域の実情に応じた総合的な対策を推進します。

また、地盤が沈下している地域における被害の復旧や防災のため、河川改修、内水排除施設整備、海岸保全施設整備及び土地改良等の事業を国庫補

助事業等として実施します。

さらに、雨水浸透ますの設置等の事業を国庫補助事業として実施します。

大深度地下の使用については、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針を踏まえ、安全・環境情報の収集・活用等に関する調査検討を進めます。

環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組として、地下水の有効利用を含めた地下水管理手法の検討及び地下水の総合的管理制度についての検討を行います。このほか、「水循環再生構想・施策評価手法検討調査」等各種の調査を実施します。